

半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入又は修理に係る費用の一部を助成することにより、当該難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象児童)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす18歳未満の難聴児（以下「助成対象児童」という。）とする。

(1) 半田市に住所を有していること。

(2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付の対象とならないこと。

(3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師（以下「医師」という。）により判断された者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

(1) 助成対象児童の属する世帯員のうち、いずれかの者について、助成金の交付申請を行う月の属する年度（4月から6月にあつては前年度）における市町村民税所得割の額が460,000円以上ある場合

(2) 対象児童が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費用の助成を受けている場合

3 前項第1号の市町村民税所得割の額の算定に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の3の規定に準じて行うものとする。

(助成対象補聴器等)

第3条 助成の対象となる補聴器は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）別表の1購入基準（5）その他の表補聴器の項に規定するものをいう。ただし、同項名称の欄及び基本構造の欄中「高度難聴用」とあるのは「軽度・中等度用」を、同項備考の欄中「重度難聴用」とあるのは「高度難聴用」を含む。

2 助成の対象となる修理は、告示別表の3修理基準（5）その他の表補聴器の項に規定するものをいう。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、新たに補聴器を購入する経費、修理に係る経費又は告示別表に定める耐用年数を経過した後に補聴器を更新する経費とする。

2 新たに補聴器を購入する経費を助成する場合においては、同一型式の補聴器につき1回に限り助成するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の規定により助成金の対象とされた経費の実費と、告示別表に定める費用の額の基準とを比較して、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)とする。

2 費用の額の基準の算定は、告示第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を希望する助成対象児童の保護者は、半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 医師が、助成対象児童の聴力検査を実施した上で交付する半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付に係る意見書(様式第2。以下「医師意見書」という。)

(2) 学校長の意見書(FM受信機を購入する場合に限る。)

(3) 医師意見書に基づき、半田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱(平成18年10月1日施行)に基づき登録された補装具業者(以下「登録事業者」という。)が作成した見積書

(4) 助成対象児童の属する世帯全員の市町村民税額を確認することができる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号に規定する書類は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは提出を省略させることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書(様式第3)により、交付を却下したときは半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金却下決定通知書(様式第4)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定通知をするときは、併せて半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成券(様式第5。以下「助成券」という。)及び半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金の代理受領に係る請求書兼委任状(様式第6。以下「請求書兼委任状」という。)を交付するとともに、半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定連絡書(様式第

7) により登録事業者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第8条 前条に規定する交付決定通知を受けた者は、速やかに補聴器の購入又は修理を行い、利用者負担額を直接、登録事業者に支払うとともに助成金の受領の権限を請求書兼委任状により委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた登録事業者は、補聴器の価格から利用者負担額を減じた額を請求書兼委任状に助成券を添えて市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、速やかに登録事業者に助成金を交付するものとする。

(返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(報告)

第10条 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成金の交付を受け、又は受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(譲渡の禁止等)

第11条 この要綱による助成金の交付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 6 条関係)

半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

(申請者) (保護者)

住 所

氏 名

助成対象児童との続柄

電 話

下記のとおり軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金の支給申請（新規購入・修理・更新）をいたします。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金の支給決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、閲覧し、又は各関係機関に調査若しくは照会することを承諾します。

助成対象児童	氏名			
	住所			
	生年月日	年	月	日
補聴器の種類			修理部位	
登録事業者	名称			
	所在地			
	電話番号			
所得区分		46万円以上該当 (有・無)		
添付書類		1. 医師意見書 2. 学校長の意見書 (FM受信機を購入する場合に限る。) 3. 見積書 4. 助成対象児童の属する世帯全員の市町村民税額を確認することができる書類 (公簿等によって確認することができない場合に限る。) 5. その他 ()		

(表)

様式第2 (第6条関係)

半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付に係る意見書

助成対象児童氏名 <small>ふ り が な</small>		生年月日	年 月 日
住 所			
経過と現在の状況			
現在の聴力レベル	右 d B	左	d B
補聴器の必要性	右 (<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要)	左 (<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要)	
補聴器の種類	<input type="checkbox"/> 高度難聴用耳かけ型 <input type="checkbox"/> その他 種類 _____ 理由 処方における特記事項		
その他参考となる意見			
上記のとおり意見する。 年 月 日 所在地 医療機関名 医師氏名			

(裏)

意見書記載に当たっての留意事項

1 意見書の記載は、原則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定医療機関の医師(耳鼻咽喉科医)又は身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師(耳鼻咽喉科医)が記載してください。

2 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成対象は、医師が補聴器装用の必要性を認める 18 歳未満の児童のうち、身体障がい者手帳の交付対象とならない両耳とも聴力レベルが 30dB 以上の場合となります。

3 聴力測定は純音オーディオメーター検査により、聴力レベルは会話音域の平均聴力レベルとし、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツの純音に対する聴力レベル (dB 値) をそれぞれ a、b、c とした場合、次の算式により算定した数値としてください。

$$\frac{a+2b+c}{4}$$

4 「処方における特記事項」について

補聴器の左右を記入してください。両耳装用の場合には、その理由と装用効果等を記載してください。交互装用の指示、イヤモールドの作成、骨伝導補聴器の必要性等はこの欄に記載してください。

5 「その他参考となる意見」について

無線通信機能を持った補聴器が必要な場合には、この欄に記入してください。その場合には、その理由と装用効果等を記載してください。

様式第3（第7条関係）

半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで申請のありました半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金について、次のとおり交付決定しましたので通知します。

助成対象児童	氏名			
	住所			
	生年月日	年	月	日
交付番号				
補聴器の種類			修理部位	
登録事業者	名称			
	所在地			
	電話番号			
基準額		見積額 ①=②+③	利用者負担額 ②	助成額 ③
円		円	円	円
備考				

様式第4（第7条関係）

年 月 日

半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金却下決定通知書

様

半田市長

印

年 月 日付けで申請のありました半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金について、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

却下の理由

様式第5（第7条、第8条関係）

半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成券

交付番号			交付決定日	年	月	日
助成対象児童	ふり氏 がな名		生年月日	年	月	日
	住所					
保護者氏名			続柄			
補聴器の種類			修理部位			
納入業者		名称				
		所在地				
		電話番号				
基準額		見積額 ①=②+③	利用者負担額 ②	助成額 ③		
円		円	円	円		
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">半田市長 印</p>						
受領年月日	年	月	日	受領者氏名		児童との関係
備考						

様式第6（第7条、第8条関係）

半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金の代理受領に係る請求書兼委任状

半田市長 殿

年 月 日付で交付決定を受けた助成金に係る補聴器の引渡しを受け、次のとおり利用者負担額を支払いましたので、助成金の支払を請求します。なお、その受領の権限を下記の事業者
に委任します。

助成対象児童の氏名	
補聴器の種類・修理部位	
補聴器の価格 ※差額自己負担等、助成の対象とならないものは除く。	円
利用者負担額	円
助成金の請求額	円

年 月 日

請求者兼委任者 住 所 _____

(障がい児の保護者) 氏 名 _____

上記の受領の権限を受任しました。なお、支払いについては、登録の口座に振り込んでください。

年 月 日

住 所 _____

受任者 名 称 _____

(事業者) 代表者氏名 _____

様式第7（第7条関係）

半田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定連絡書

年 月 日

様

半田市長

印

交付番号			交付決定日	年 月 日
助成対象児童	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
保護者氏名			続 柄	
補聴器の種類			修 理 部 位	
見積額		円		
利用者負担額		円		
助成額		円		
備考				